

答 申 第 6 4 号

平成 27 年 9 月 28 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 26 年 12 月 26 日付け H26 教学指第 1886 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 76 号

「平成 26 年 10 月 3 日（金）の決算等審査特別委員会において議員が指摘した、仙台市立の中学校で社会科歴史の授業で使用された資料」に係る公文書非開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 76 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 26 年 10 月 3 日（金）の決算等審査特別委員会において議員が指摘した、仙台市立の中学校で社会科歴史の授業で使用された資料の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 11 月 4 日付けで非開示決定を行った。

本件異議申立ては、申立人が本件非開示決定の取り消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

- ① 公立中学校の正規の社会科の授業で使用された資料や教材は、使用された時点で内容の如何にかかわらず全て公開されて当然のものであり、申立人が公文書の開示請求を行った資料は実施機関により回収されておらず、また回収する予定もないとのことであるから、非開示情報には該当しないものとする。
- ② 実施機関は非開示理由の一つとして、資料が自筆である等の理由により、資料の製作者が判別されることを挙げているが、実施機関に確認したところ、資料には製作者の氏名、住所、電話番号等の個人情報に記載されていないとのことである。筆跡鑑定をしなければ筆跡により製作者を識別することはできず、自筆の文書が個人を特定するおそれがあるため非開示となるのであれば、情報公開請求の制度自体が何の意味も持たなくなる。
- ③ また、実施機関は個人が識別されることにより、教員の権利利益を侵害する、すなわち生徒指導や授業ができなくなるとしているが、既に作成した教員の処遇は発表されており、個人の識別により作成者の処遇が重いものになるなどの教員の権利利益を侵害するおそれはないものとする。
- ④ そして、実施機関は教員が円滑に生徒を指導する支障を生じるおそれがあるとしているが、資料を作成した教員は現在、適正な指導の下、教育指導要領に則った授業を順調に行っているとのことであり、開示により支障が生ずるとは想定できない。
- ⑤ 実施機関は、当該教員が色眼鏡で見られ、教育指導に支障をきたすとしているが、不適切な授業を行った教員がそのように見られるのは当然の結果であり、実施機関の考えが理解できない。真に中学生の教育や未来を考えるのであれば、本件の顛末

を明らかにし真摯に向き合うべきである。

- ⑥ そもそも資料は授業で使用され、作成した教員が在籍する学校の生徒や保護者、周辺の者には当該職員の氏名は既知のものであり、インターネットで検索すれば在籍する学校名や当該教員の氏名が判明するため、個人が特定される理由で非開示にするのは詭弁である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭により説明した非開示決定の理由等は、概ね次のとおりである。

(1) 本件非開示決定の理由について

① 本件各公文書を用いて授業が行われたことについて

実施機関は、本件各公文書に取り上げられたテーマの中には、その内容について諸説ある事件が含まれており、このような事件について特定の見方をまとめた資料のみを生徒に示し、授業を行ったことは不適切な指導であり、本件各公文書の内容も中学校の授業で使用する教材として不適切であったと考えている。

実施機関としては、不適切な授業を行った教員に、その不適切な指導を反省させるとともに、適切な指導を習得させることにより、今後の学校教育を担う人材の一人として育成することが必須と考えており、本件各公文書の作成者である当該教員に対しても、問題点を指摘し、反省させ、授業改善を図るよう指導している。

② 条例第7条第2号該当性について

本件各公文書は、当該教員が独自に作成したものであり、その多くが手書きで作成されていることをはじめ独自の特徴を有している。個人の筆跡により、特定の個人が識別されるとまでいえるかどうか、さらに仮に一定の範囲の者にとっては特定の個人の識別が可能であるとして、それを理由に公文書を非開示とすることが妥当か否かについては議論があるが、当該教員とごく近い関係にある者や、これまでの同僚職員、過去に担任した生徒、その保護者等、当該教員と特別な関係にある者には、本件各公文書の筆跡により当該教員が作成者であることを、少なくとも推測可能とさせるおそれがあり、その他の特徴についても同様である。

仮に、これらの資料の特徴により当該教員を識別するには至らないとしても、通常、過去に不適切な行為を行ったと認められた者が、それを理由として実施機関の指導の対象とされたことや、その指導の内容がいかなるものであったのか等について、必要以上に詮索され、論評されることは望まないものと思われる。

以上より、かかる情報は、条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができる」情報、又は少なくとも「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある」情報に該当する。

③ 条例第7条第6号該当性について

当該教員に対する実施機関の指導と本人の改善努力を通じ、当該教員の行う教育活動の適切さが確保される場合は、今後も当該教員を社会科教育の任に当てていく必要があるが、仮に本件に関わって様々な推測や詮索がなされる場合は、今後、当該教員が担任することとなる生徒やその保護者と当該教員との信頼関係の構築に支障が生じることにもなりかねない。

また、本件各公文書を用いた授業について新聞等で報道がなされた以降、実施機関内部の関係課や一部の市立中学校にあてて、100件を超える電話や電子メール等が仙台市内を含む全国からあった。一部の中学校に対するものは、その中学校が本件各公文書を用いた授業が行われた学校なのではないか、その中学校に所属する教員が本件各公文書を作成した教員ではないのか等と問い質すとともに、「当該教員を出せ」、「当該教員はすぐにやめさせる」などと、当該教員を激しく非難し、抗議する内容のものも多かった。また、電話が長時間に及んだ際はその間対応した教員が拘束され、一部の中学校では授業に影響が出ないよう対応に苦慮する場面も生じることとなった。さらに、警察機関から一部の中学校に対し、今後、学校運営の妨害となるような行為があった場合には、速やかに通報するよう促す連絡があった。時間の経過とともに、そうした電話等は収まっているが、本件各公文書を開示した場合、上記のような状況が再燃し、適切な教育活動に支障が生じるおそれが十分ある。

本件各公文書に記録された情報は、これを開示した場合には、学校における適切な教育活動に支障を及ぼすおそれがあり、さらに将来にわたる当該教員と生徒の信頼関係に基づく円滑な授業の実施、当該教員の今後の適切な配置に支障を及ぼすおそれがあるのであって、かかる情報は、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当する。

(2) 申立人の意見に対する実施機関の考えについて

さらに実施機関は、「3 申立人の主張要旨」の部分に述べた申立人の意見に対応して実施機関の考え方を述べる形で、概ね次のように説明した。

②について

前述のとおり、仮に筆跡により特定の個人を識別することはできないとしても、本件各公文書に記録された情報はなお条例第7条第2号に該当するものとする。

③について

実施機関は、過去に不適切な行為を行ったと認められた者が、それを理由に指導を受けたことやその指導の内容等について、第三者に様々な推測され、又は詮索されるおそれがあることをもって、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるものとする。

①、④、⑤及び⑥について

不適切な授業が行われた場合、どのように不適切であったかを分析し、さらにそ

の要点を公表し、また不適切事案を的確に共有することにより、「今後の教育現場の糧」としていくことは極めて重要である。ただし、そのために本件各公文書を全て公表することが不可欠であるとまではいえない。むしろ、本件各公文書を開示した場合には、当該教員個人の権利利益を侵害すると共に今後の実施機関の事務事業に支障が生じるおそれがあるというべきである。

実施機関としても、本件各公文書を受け取った生徒やその保護者との関係において当該教員の権利利益が侵害されるということを考えているわけではないが、生徒や保護者が知っているのであれば、公文書開示制度を通じて何人にも開示すべきであるということにもならない。

現在、当該教員が授業を平穩に継続できているのは、当該校の生徒や保護者の理解・協力はもとより、同僚教員の協力を支えられているところが大きい。それが、インターネットなどにより、必ずしも責任の所在が明確でない情報が流布することとなれば、当該教員についての様々な推測や詮索へとつながりかねない。実施機関としては、その結果、今後、当該教員が担任する生徒や保護者と当該教員との信頼関係の構築に支障が生じるおそれがあることから、本件各公文書に記録された情報を全体として非開示とせざるを得ないものと考えている。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求の対象について

申立人は公立中学校の正規の社会科の授業で使用された資料や教材は、使用された時点で内容の如何にかかわらず全て公開されて当然であると主張するので、公文書の開示請求における対象について検討する。

条例第5条において、公文書の開示請求の対象として「公文書」であること、そして条例第2条第2号において、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下略）」と定められている。

本件において申立人から開示請求があった資料は、実施機関である教育委員会に属する教員が職務上作成し、また実施機関が当該教員に対して指導するために組織として共用されていたものであるから、公文書該当性が認められる。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件対象公文書が条例第7条第6号の非開示情報に該当すると主張するので、この点について検討する。

条例第7条第6号では、非開示とすべき情報として、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、実施機関の事務又は事業の性質上、当

該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと定められている。

「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のもをいう。この場合、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。また、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことについて、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものである。

実施機関は本件対象公文書を開示することにより、様々な推測や詮索がなされ、将来にわたる教員と生徒の信頼関係に基づく円滑な授業の実施、当該教員の今後の適切な配置に支障を及ぼすおそれがあるとする。また、新聞等で報道がなされた当時のことを勘案すると、本件対象公文書を開示した場合、当時のような状況が再燃し、適切な教育活動に支障が生じるおそれもあるとする。

本件において、本件対象公文書を用いた授業について新聞等で報道がなされた当時、実施機関内部の関係課や一部の市立中学校にあてて、とりわけ一部の中学校においては、本件対象公文書を用いた授業が行われた学校なのではないか、所属する教員が本件対象公文書を作成した当該教員ではないのか等と問い質すとともに、当該教員を激しく非難し、抗議する内容の多数の電話や電子メール等が仙台市内を含む全国から寄せられ、授業に影響が出ないよう対応に苦慮する場面も生じ、警察機関から学校運営の妨害となるような行為があった場合には速やかに通報するよう促す連絡が寄せられたという事実がある。これらのことを鑑みると、本件対象公文書を開示した場合、新聞等で報道がなされた当時のような状況が生じ、適切な教育活動に支障を及ぼすおそれがあるという、実施機関の主張は相当であると認められる。そのため、どのような資料を用いて授業がなされたのか明らかにする利益を考慮してもなお、適切な教育活動に支障が生じるおそれは看過できず、実施機関がこれらを非開示としたことは妥当である。

(3) 条例第7条第2号該当性について

実施機関が非開示とした情報は条例第7条第6号に該当し、実施機関の非開示決定には理由があると認められるから、さらに条例第7条第2号該当性について判断する必要はない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は他にも意見や要望を述べているが、それらの意見や要望について判断することは当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものでもない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 76 号)

年 月 日	内 容
平成 26. 12. 26	・ 諮問を受けた
27. 1. 16	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した
27. 1. 23 (平成 26 年度第 8 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
27. 2. 23 (平成 26 年度第 9 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27. 3. 23 (平成 26 年度第 10 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27. 4. 13 (平成 27 年度第 1 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27. 6. 29 (平成 27 年度第 2 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
27. 7. 27 (平成 27 年度第 3 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27. 8. 28 (平成 27 年度第 4 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
27. 9. 18 (平成 27 年度第 5 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った